

介護報酬引き上げを求める意見書

本年4月に過去最大規模、2.27%もの介護報酬の引き下げが行われた。これにより介護保険事業所のみならず利用者、市民へ大きな影響が出ている。厚生労働省所管の独立行政法人福祉医療機構が行った事業所へのアンケート調査によると、特別養護老人ホームの約7割が前年度比で減収となっており、このうちほぼ全ての事業者が今次の介護報酬の引き下げが減収に影響したと回答している。水道光熱費等の削減、正規職員の採用見送り等でマイナス改定への対応を講じているが、費用の抑制には限界があり、この先の収益についても減収を予測する事業者が多い。また同時に介護職員処遇加算が実施されたが、これによっては基本報酬の減算を「まったく補えてない」が33.3%、「あまり補えない」が32.2%と全体で65.5%が介護職員処遇加算では、基本報酬分の引き下げを補えていない現実が明らかとなっている。東京商工リサーチの調査では、ことし1月から10月の老人福祉・介護事業の倒産は62件と過去最悪になっている。

介護報酬の引き下げは、以上のように事業所の経営に重大な影響を与えている。そのみならず現在の職員不足の中、職員の処遇改善も進まず、職員確保もできないのが実態である。

親や家族などの介護のために仕事をやめざるを得ない介護離職者が毎年10万人いる。今後その数倍と言われている「離職予備軍」だけでなく利用者、市民にも深刻な影響を与えることは明らかである。

本市においても市長が「事業所の規模にかかわらず大きな影響がある」と、答弁しているように、例外ではない。

介護の基盤整備と介護事業所の経営の安定化を図ることのみならず、介護の担い手の増加、介護の質の向上、また介護離職を減らし利用者、市民に安心をもたらすためにも、介護報酬の引き上げが必要不可欠である。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、介護福祉の財政的基盤である介護報酬の引き上げを強く求める。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年12月21日

三鷹市議会議長 後藤 貴光